

第二号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の五に規定する学校運営協議会をいう。）を置くときその他特別の事情のあるときは、学校評議員を置かないことができる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

学校運営協議会を設置している県立学校において、学校評議員の配置条件を改めたいので提案する。

○ 大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第二十二條の三（略）</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第二十二條の四（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七條の五に規定する学校運営協議会をいう。）</u>を置くときその他特別の事情のあるときは、<u>学校評議員を置かないことができる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第二十三條～第三十四條（略）</p>	<p>第一条～第二十二條の三（略）</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第二十二條の四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十三條～第三十四條（略）</p>

大分県立学校管理規則の一部改正の概要

1 規則の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、県立学校の管理運営の基本的事項（職員組織等）について定めるもの

2 改正理由

県立学校における学校運営協議会の設置が増加している状況に鑑み、学校運営協議会を設置している県立学校における学校評議員の配置条件を改めるもの

3 改正内容

学校運営協議会を設置した場合に学校評議員を配置しないことができる特例の追加（第22条の4第2項）

4 施行期日

令和8年4月1日